

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針

平成 1 4 年 4 月

三 重 県

はじめに

本指針は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)(平成12年5月31日公布、平成12年11月30日施行、以下「法」という。)第4条に基づき、国が第3条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」(平成13年1月17日)に即して、三重県における特定建設資材に係る分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して必要な事項を定めるものである。

《目 次》

第 1 章 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向

1 基本理念	1
(1) 基本的な理念	
(2) 建設資材に係る廃棄物、リサイクルの考え方	
2 関係者の役割	2
3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向	3
(1) 地域の特性	
(2) 建築物の現状及び解体工事等の状況	
(3) 特定建設資材廃棄物の発生及び処理の状況	
(4) 特定建設資材廃棄物の発生見込み	
(5) 再資源化施設の立地状況	
(6) 再終処分場の立地状況及び処理能力	
(7) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向	
(8) 特定建設廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向	
4 特定建設資材以外の建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向	8
(1) 廃プラスチック	
(2) 廃石膏ボード	

第 2 章 建設資材廃棄物の排出抑制のための方策

1 建設資材廃棄物の排出抑制の必要性	9
2 関係者の役割	9

第3章 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

- 1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標 ----- 1 1
- 2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策 ----- 1 1
 - (1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する基本的事項
 - (2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する具体的事項

第4章 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

- 1 再資源化により得られた物の利用についての考え方 ----- 1 3
- 2 関係者の役割 ----- 1 3
- 3 公共事業での率先利用 ----- 1 4

第5章 分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

- 1 知識の普及の必要性 ----- 1 5
- 2 学校・社会教育における普及方策 ----- 1 5
- 3 発注者及び受注者に対する普及方策 ----- 1 5

第6章 その他分別解体等及び再資源化等の促進等に関する重要事項

- 1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項 ----- 1 6
- 2 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制に関する事項 ----- 1 6

第 1 章 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向

1 基本理念

(1) 基本的な理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制、使用済建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。

このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずるべきである。

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクルの考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方は「循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）」における基本的な考えを原則とし、次の順に処理するものとする。

まず、

建設資材廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

次に、

建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用を行うものとする。

による措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用（マテリアルリサイクル）を行うものとする。

が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃料の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについては、熱回収（サーマルリサイクル）を行うものとする。

最後に上記の措置を行うことが出来ないものについては、可能な限り減量化のうえ適正に最終処分するものとする。

なお、発生した建設資材廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づいた適正な処理を行わなければならない。

2 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建設資材の製造に携わる者

端材の発生が抑制される建設資材の製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材など分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

(3) 発注者

元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行わなければならない。

(4) 元請業者

建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する明確な指示を行わなければならない。

(5) 建設工事を施工する者

建設資材廃棄物の発生の抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適確に実施しなければならない。また、施工上の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(6) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の再資源化等を適確に実施しなければならない。

(7) 県

法の適正な施行に関して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(8) 市町村

法の適正な施行に関して、国及び県の行う施策に必要な協力を行うものとする。

3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

(1) 地域の特性

自然環境

三重県は日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し東西約 80 km、南北 170 km の南北に細長い県土である。

県土は、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯地域と南側の外帯地域に分けられる。

内帯地域は東に伊勢湾を望み、北側には養老、鈴鹿、笠置、布引等の標高 700 ~ 800 m 級の山地・山脈が連なっている。

一方、外帯地域の南部はリアス式海岸が志摩半島から熊野市まで続き、西部には県内最高峰標高 1,695 m の日の出岳を中心に紀伊山地がそびえており、鳥羽志摩地域には神島、渡鹿野、間崎等の離島が点在している。

社会情勢

三重県の人口は、平成 12 年 10 月の国勢調査で 185 万 7,365 人で前回調査の平成 7 年に比べ 1 万 6,007 人 (0.9%) 増加した。

又、総世帯数は 63 万 6,442 世帯で前回調査に比べ 3 万 9,533 世帯 (6.6%) 増加した。人口分布については、津以北の北勢地域に 6 割の約 111 万人、松阪・南勢志摩地域については約 47 万人強、伊賀地域は約 18 万人、東紀州地域では 9 万人となっている。

県内の産業別人口割合は、製造業と卸売・小売・飲食業に従事する人がいずれも約 22 万人と多く、次いでサービス業 (約 17 万人)、建設業 (約 7 万人) の順となっている。

経済状況

概況

平成 11 年度の本県の経済は、民間最終消費支出、一般政府最終消費支出がプラスとなり、県内総固定資産形成では改善の動きが見られた。一方 GDP デフレーター の 下 降 傾 向 が 続 いた ため、県内総生産は名目 6 兆 2,469 億円 (対前年度比 0.4% 減)、実質 6 兆 2,398 億円 (同 0.1% 増) となった。

県内総生産

平成 11 年度の県内総生産は 6 兆 2,469 億円で、原価焼却、間接税等を調整した県内要素所得 (純生産) は 4 兆 7,570 億円 (対前年度比 1.1% 減) であった。

産業別にみると第 1 次産業は、生産額 1,645 億円 (対前年度比 0.4% 減) で県内総生産に占める割合は 2.6% であった。

第2次産業は、生産額2兆6.283億円（対前年度比0.9%減）で県内総生産に占める割合は42.1%であった。

鉱工業が対前年度比5.9%増と3年ぶりにプラスに転じたものの、県内総生産の約3割を占める製造業が同0.6%減、建設業が同2.4%減と3年連続でマイナスとなった。

第3次産業は、生産額3兆6,603億円（対前年度比0.2%減）で県内総生産に占める割合は58.6%であった。

金融・保険業が対前年比6.1%増、電気・ガス・水道業が同0.8%増、サービス業が同0.2%増、卸売・小売業が同0.1%増となった一方、不動産業が同6.0%減、運輸・通信業が同0.5%減であった。

（2）建築物の現状及び解体工事等の状況

既存建築物の現状

平成10年度住宅・土地統計調査によると、本県の住宅戸数は約60万戸で、そのうち木造住宅は45万戸を占めており、木造住宅率は76.1%で全国の64.4%を上回っている。

また、住宅の建築時期については、昭和20年以前に建てられたものが約4万戸、昭和21年～昭和45年が約12万戸、昭和46年～昭和55年と昭和56年～平成2年時はいずれも約15万戸、平成13年～平成10年が約13万戸となっている。

新築建築物の状況

建築統計年報によると、平成12年度の本県の年間着工建築物の延べ床面積は、3,257千㎡、棟数は14,844棟となっており、用途別では、居住系が55.1%を占め、鉱工業が16.1%、商業用が10.1%等となっている。

構造別では、鉄骨造が52.2%、木造が35.8%、鉄筋コンクリート造が9.1%等となっている。

建築主別では個人が49.7%、会社・団体が45.5%、公共が4.8%等となっている。

解体建築物の状況

本県の年間解体建築物の延べ床面積は、平成10年～平成12年の3カ年の平均で、木造が267千㎡、非木造が141千㎡となっている。

（3）特定建設資材廃棄物の発生及び処理の状況

排出量の現状

平成12年度建設副産物実態調査の結果によると、県内で排出した特定建設資材廃棄物の排出量は1,084千トンであった。これを発注区分別にみると公共土木工事からのものが760千トン（70.1%）で民間土木工事及び建築

工事からのものが324千トン(29.9%)であった。

又、管内別排出割合については、北勢地域が約5割と多く、東紀州地域では全体の5%と少ない状況となっている。

リサイクルの状況

平成12年度建設副産物の実態調査では、建設資材全体の廃棄物についてのリサイクル率は90.9%で、このうち公共土木工事から発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊についてはそれぞれそれぞれ99%を上回るリサイクル率であった。一方、廃木材については58.5%とリサイクル率が低い状況であった。

(4) 特定建設資材廃棄物の発生量の将来見込み

建築物の除去に伴う特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

平成12年度における発生量は、コンクリート塊170,000トン、アスファルト塊3,000トン、廃木材24,000トンの計197,000トンであった。

平成22年度における発生見込み量は、コンクリート塊542,188トン、アスファルト塊12,474トン、廃木材40,014トンの計594,676トンで対12年度比1.9倍となるものと予測される。

建築物の新築に伴う特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

平成12年度における発生量は、コンクリート塊86,000トン、アスファルト塊10,000トン、廃木材21,000トンの計117,000トンであった。

平成22年度における発生見込み量は、コンクリート塊79,294トン、アスファルト塊9,670トン、廃木材18,750トンの計107,714トンで対12年度比0.92倍と予測される。

土木工作物の解体に伴う特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

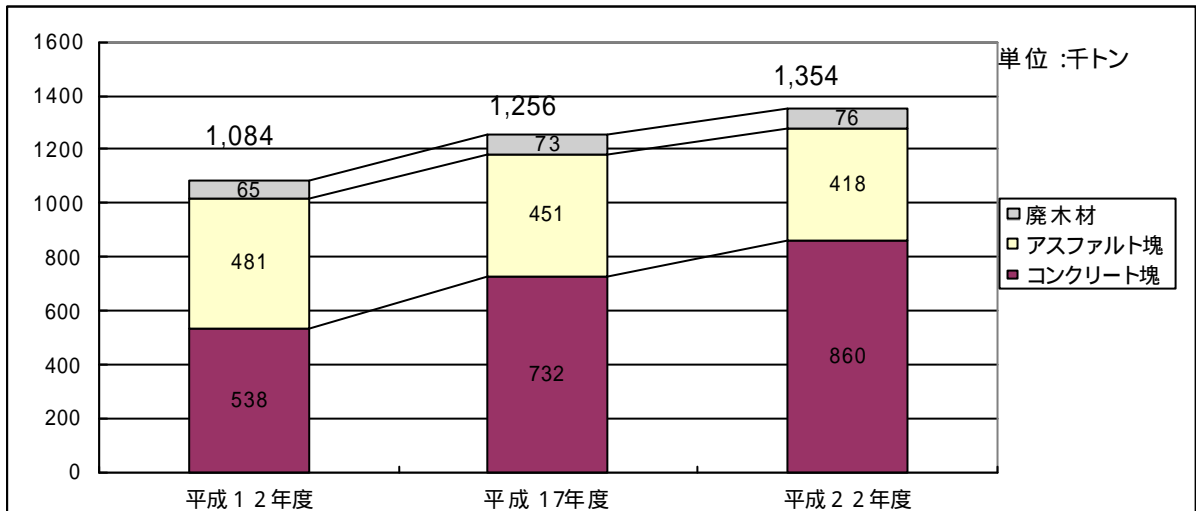
平成12年度における発生量はコンクリート塊282,000トン、アスファルト塊468,000トン、廃木材20,000トンの計770,000トンであった。

平成22年度における発生見込み量は、コンクリート塊239,000トン、アスファルト塊396,000トン、廃木材17,000トンの計652,000トンで、対12年度比0.85倍と予測される。

本県における特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

平成12年度における発生量は、コンクリート塊538,000トン、アスファルト塊481,000トン、廃木材65,000トンで計1,084,000トンであった。

平成17年度における発生量は、コンクリート塊732,235トン、アスファルト塊450,507トン、廃木材73,323トンで計1,256,065トンと予測され、平成22年度における発生見込み量は、コンクリート塊860,482トン、アスファルト塊418,144トン、廃木材75,764トンの計1,354,390トンで対12年度比1.25倍と予測される。



(5) 再資源化施設(中間処理施設)の立地状況及び処理能力

平成13年3月末現在で、処分業者が設置している中間処理施設の設置状況は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の破砕処理施設は59基で、1日当たりの処理能力は38,160tで、ほぼ県内全域に点在している。

一方、木材については、破砕施設が21基で、1日あたりの処理能力は2,704tであるが桑名、紀北地域には立地がない状況である。又、木材の焼却施設については15基で1日当たりの処理能力は1,813tであるが、志摩地域には立地がない状況となっている。

(6) 最終処分場の立地状況及び残余容量

平成13年3月末現在で、産業廃棄物最終処分場(産業廃棄物処分業者が設置している最終処分場)は、管理型処分場が5ヶ所、安定型処分場は13ヶ所で平成13年3月末現在の残余容量(推計値)は、124万m³となっている。

(7) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

基本的な考え方

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施する必要がある。

この技術は、さらに特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があるため、建築物等に応じ解体工事等の建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、適切な施工方法により分別解体等を実施する必要がある。

また、特に施工にあたって大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を行う者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

対象建設工事の規模の基準

本県における対象建設工事の規模の基準は、次のとおりとする。

建築物の解体工事	延床面積	80 m ² 以上
建築物の新築又は増築工事	延床面積	500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替	工事金額	1億円以上
建築物以外の解体等 (土木工事等)	工事金額	500万円以上

なお、正当な理由がある場合は除く。

(8) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

基本的な考え方

建設資材廃棄物の現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用する必要がある。

具体的には、対象建設工事以外の工事については、工事現場の状況等を勘案して、できる限り現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これ

に伴って排出された特定建設資材廃棄物については再資源化等を実施する必要がある。

なお、特定建設廃棄物の再資源化等を行うにあたっては、技術開発、関係者間の連携、必要な施設整備等を促進することが重要である。

再資源化施設へ搬入すべき距離の基準

本県における再資源化施設へ搬入すべき距離の基準は、次のとおりとする。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリートと鉄からなるものについては、工事現場から再資源化施設までの距離に関わらず再資源化施設へ搬入するものとする。

木材が廃棄物となったもの（「指定建設資材廃棄物」という。）については、工事現場から再資源化施設までの距離が50km以下の場合は再資源化施設に搬入し、50kmを超える場合は中間処理施設での焼却（縮減）で足りるとする。

なお、地理的条件、交通事情等により再資源化の困難な地域については、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。

4 特定建設資材以外の建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。

また、それらの再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取り組みが行われることが必要である。

(1) 廃プラスチック

プラスチック製品は、建設工事に使用される量が多いことから、建築物の解体の急増に伴い、廃プラスチックの発生が急増すると予想されており、廃プラスチックの再資源化を促進する必要がある。このため、廃プラスチックの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取り組みが行われることが重要である。また、建設資材として使用される塩化ビニール管・継ぎ手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取り組みが行われ始めているため、関係者はできる限りこの取り組みに協力するよう努める必要がある。

(2) 廃石膏ボード

石膏ボードは、高度成長期以降建築物の内装材として広く利用されており、建築物の解体の急増に伴い、廃石膏ボードの発生が急増すると予想される。一方、紙と分離した石膏ボードは安定型最終処分場で埋立処分することができるが、紙が付着したものは管理型最終処分場で埋立処分しなければならないため、ひっ迫が特に著しい管理型最終処分場の状況を勘案すると、その再資源化を促進する必要がある。このため、廃石膏ボードの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取り組みが行われることが重要である。

また、石膏ボードの製造に携わる者により新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬及び再利用に向けた取り組みが行われているため、関係者はできる限りこの取り組みに協力するよう努める必要がある。

第 2 章 建設資材廃棄物の排出抑制のための方策

1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物の排出量は、全産業廃棄物に占める割合が大きい一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用し、最終処分量を減らすためには、まず建設資材廃棄物の排出を抑制することが特に重要である。

このためには、まず建築物等に係る建設工事の計画・設計段階から排出の抑制に取り組むことが極めて効果的であり、また、関係者が連携して排出の抑制のための取り組みを行うことが必要である。

2 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制にあたっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階から取り組みを行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建築物等の所有者

自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕し、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

(2) 建設資材の製造に携わる者

工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

(3) 建築物等の設計に携わる者

当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、規模その他建築物等に対する要求に対応しつつ構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕が容易となるなど長期的使用に資する設計に努め、端材の発生が抑制される工法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

(4) 発注者

建築物等の用途、規模、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に伴って発生する建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

端材の発生が抑制される適正な工法及び建設資材の選択に努める他、端材の発生が抑制される施工、再利用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築に努める必要がある。

特に使用済みコンクリート型枠の再使用に努める他、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

(6) 県

自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むものとする。

(7) 市町村

自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むものとする。

第 3 章 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標

再資源化施設の立地状況が地域によって異なることを勘案しつつ、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後 10 年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成 22 年における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）は、次表の左欄に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率とする。

平成 22 年度における再資源化等の目標値

特定建設資材廃棄物	再資源化等率
コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ）	95%
建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ）	95%
アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。）	95%

特に県事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊については、平成 17 年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指すこととする。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化に必要なコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用が必要である。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的事項

コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリートの骨材等に利用することを促進する。

建設発生木材

建設発生木材についてはチップ化し、木質マルチング材、木質ボード、堆肥等の原材料として利用（マテリアルリサイクル）するものとする。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用（サーマルリサイクル）する。また、建設発生木材について再資源化ができない場合には、適切な焼却を行うことができる施設において焼却することにより縮減を行う。

また、再資源化の技術開発及び用途開発の動向を踏まえつつ、建設発生木材の再資源化施設等の施設の整備が必要である。

アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することとする。

また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することとする。

加えて アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、既存施設の効率的な稼働の推進に併せて、新たな施設整備が必要である。

第4章 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1 再資源化により得られた物の利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材廃棄物の再資源化により得られたものをできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り多く利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

(3) 発注者

建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り多く選択するよう努める必要がある。

(4) 建設工事を施工する者

建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り多く利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定性及び安全性を確保しなければならない。

(6) 県

法の適正な施行に関し必要な措置を講ずるほか、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づきリサイクル製品として認定された製品を率先して利用するよう努めることとする。

(7) 市町村

建設廃棄物の再資源化により得られたものを率先して利用するものとする。

3 公共事業での率先利用

県事業においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）」及び「三重県リサイクル製品利用推進条例」の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取り組みの先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

具体的には、土木構造物の裏込め材及び基礎材、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材及び基礎材等の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

木質コンクリート型枠材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボードの利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性・経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。

又、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性・経済性等適用性の検討を行いこれを踏まえ利用量の増大に努める。

さらに、その他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が図られるよう積極的に努める必要がある。

なお、県事業以外の公共事業においても、県事業における特定資材建設廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取り組みを行う必要がある。

第5章 分別解体・再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

1 知識の普及の必要性

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化によって得られた熱の利用の促進等とあいまって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

かかる意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な県民の協力が必要であることにかんがみ県及び市町村は、環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進の意義に関する知識について、広く県民への普及及び啓発を図ることとする。

2 学校・社会教育における普及方策

県及び市町村は学校、地域、家庭など、さまざまな場における環境教育、環境学習及び広報活動を通じて環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進の意義に関する知識について、広く県民への普及・啓発を図ることとする。

3 発注者及び受注者に対する普及方策

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者がこれらの義務を確実に履行することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、必要に応じて講習の実施、資料の提供その他の措置が講じられるものとする。

また、発注者が分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等の分担を確実に行うこと、発注者が再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、その知識を発注者に対して普及させるため、必要に応じて講習の実施、資料の提供その他の措置を講じるものとする。

第6章 その他分別解体等及び再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、建設工事の発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

このため、発注者は自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担しなければならない。

また、受注者には自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。加えて、県及び市町村は分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結することを県民に対し積極的に周知を図り、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担しなければならない。

2 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制に関する事項

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、「廃棄物処理法」「大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）」「ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）」「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制や周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、大気中への拡散または飛散を防止する措置を講じるものとする。

非飛散性アスベストについては、粉碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講じなければならない。

PCBを含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があるため、建築物の解体に先立ち、これらは撤去され「廃棄物処理法」

及び「ポリ塩化ビフェニール廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従って適切に措置されなければならない。